

くらしの法律救急箱



第30回 個人情報の取扱いに関するギモン

「個人情報」とはどのようなものをいうのですか。

A₁

「個人情報」とは「プライバシー」とは異なる概念であり、個人情報保護法では、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」とされています。つまり、住所だけでは、基本的には個人情報に該当しませんが、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはあります。

なお、個人情報保護法は、その情報が公表されているかどうかで区別していないため、既に公表されている情報も保護の対象となります。

個人情報保護法とはどのような法律ですか。

A₂

個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いのルールを定め、個人情報取扱事業者にこれを遵守させると

ともに、法に基づく、自分に関する情報の開示や訂正、利用停止の要求についても定めています。

適用対象となる「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者ですが、そのデータベース等を構成する個人情報によって特定される個人の数の合計が、過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者は、除外されます。ここでいう「事業」は、事業規模や営利・非営利を問いませんので、個人事業であつても、あるいは、自治会などの非営利の活動であつても、その保有する個人情報データベース等の内容によっては法の適用対象となり得ます。

「個人情報データベース等」とはコンピュータで処理されたデータベースのほか、市販されている紙媒体の名簿のように、一定の規則で整理・分類されていて、目次・索引などがあり、容易に検索することが可能なものも含まれます。

個人情報取扱事業者はどのような手続をとれば、個人情報取得できるのですか。

A₃

契約書やアンケートなどの書類への記載やウェブサ



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

イト画面への入力などによって、個人情報取得する場合には、原則として、あらかじめ本人に対し利用目的を「明示」しなければなりません。

個人情報取得の際に、「事業者が取り扱う他のサービスのご案内に利用します」などと広めに利用目的を定めた上で、個人情報取得することも可能ですが、定められた利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、原則として改めて本人の事前の同意が必要となります。

安易な個人情報の提供とならないよう、私たちも、「利用目的」をしっかりと確認した上で同意の可否を判断すべきでしょう。

Q4

自分の個人情報個人情報取扱事業者から第三者に提供されることはないのでしょうか。

A4

個人情報取扱事業者が個人情報を第三者に提供する場合、原則として、本人の同意を得る必要がありますが、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会など法令に基づく場合や、極めて緊急性の高い場面などでは同意なしに提供されることがあります。

また、「オプトアウト」を行っている場合には、本

人の同意なく個人データを第三者に提供することができません。オプトアウトとは、「第三者への提供を利用目的とすること」「第三者に提供される個人データの項目」「第三者への提供の手段又は方法」「本人の求め

に応じて第三者への提供を停止すること」を予め本人に通知するか、又は、本人が容易に知り得る状態に置いておくとともに、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することをいいます。例えば、住宅地図業者が、表札や郵便受けを調べて住宅地図を作成し販売する場合や、緊急連絡網として地域の名簿を配付する場合などにもこの仕組みが用いられています。

Q5

送付を希望していないダイレクトメールが送付されて困っています。法により止めさせることはできますか。

A5

個人情報が本人の同意なく目的外利用されている場合や、その個人情報が不正に取得された場合は、個人情報取扱事業者は保有個人データの利用停止の求めに応じなければなりません。これらに違反していない場合は、送付を中止する義務はありません。そのため、その事業者の苦情受付窓口などに連絡を取り、その事業者の適切かつ迅速な処理を期待することとなります。